

議案第25号

令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度基山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,390,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月5日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,380,169	10,413	2,390,582
	1 町民税	988,571	5,294	993,865
	2 固定資産税	1,213,819	4,596	1,218,415
	3 軽自動車税	55,451	523	55,974
9 地方特例交付金		6,996	18,148	25,144
	1 地方特例交付金	6,996	18,148	25,144
10 地方交付税		1,104,733	311,751	1,416,484
	1 地方交付税	1,104,733	311,751	1,416,484
13 使用料及び手数料		131,008	13	131,021
	1 使用料	81,506	13	81,519
14 国庫支出金		1,165,484	2,823	1,168,307
	1 国庫負担金	732,007	14	732,021
	2 国庫補助金	429,153	2,809	431,962
15 県支出金		551,878	52,081	603,959
	1 県負担金	365,162	231	365,393
	2 県補助金	125,522	51,872	177,394
	3 委託金	61,194	△22	61,172
17 寄附金		903,011	30,000	933,011
	1 寄附金	903,011	30,000	933,011
18 繰入金		865,083	△271,055	594,028
	1 基金繰入金	864,155	△272,602	591,553
	2 特別会計繰入金	928	1,547	2,475
19 繰越金		15,000	259,420	274,420
	1 繰越金	15,000	259,420	274,420
20 諸収入		261,338	15,092	276,430
	4 受託事業収入	47,056	15,000	62,056

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		96,662	△475	96,187
	1 議会費	96,662	△475	96,187
2 総務費		1,908,347	148,964	2,057,311
	1 総務管理費	1,692,653	148,537	1,841,190
	3 戸籍住民基本台帳費	73,206	449	73,655
	5 統計調査費	1,505	△22	1,483
3 民生費		2,710,819	63,237	2,774,056
	1 社会福祉費	1,502,165	49,366	1,551,531
	2 児童福祉費	1,208,352	13,871	1,222,223
4 衛生費		758,613	2,235	760,848
	1 保健衛生費	333,108	2,235	335,343
	2 清掃費	424,630	0	424,630
6 農林水産業費		107,222	2,757	109,979
	1 農業費	88,035	2,487	90,522
	2 林業費	19,187	270	19,457
7 商工費		312,282	14,550	326,832
	1 商工費	312,282	14,550	326,832
8 土木費		457,963	21,593	479,556
	1 土木管理費	26,300	848	27,148
	2 道路橋梁費	159,877	9,639	169,516
	3 都市計画費	64,011	6,078	70,089
	4 下水道費	147,663	24	147,687
	5 住宅費	60,112	5,004	65,116
9 消防費		283,923	△40	283,883
	1 消防費	283,923	△40	283,883
10 教育費		642,629	67,120	709,749

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設等災害 復旧事業(単独)	(千円) 17,100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利債に借換えすることができる。
農林施設災害復旧事業 (単独)	(千円) 1,000	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	(千円) 118,708	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	(千円) 96,263	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。